ロ　預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間（⑴において「通知期間」という。）前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り最終指定親会社等が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであって、次のいずれかに該当するもの

⑴　通知期間が三十日を超える預金等であって、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの（法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から三十日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

⑵　イ⑵に掲げるもの

五十一　リテール安定的定期預金　リテール預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十二　中小企業等安定的定期預金　中小企業等預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十三　ホールセール資金調達　個人又は中小企業等以外の主体に対する債務若しくは義務（デリバティブ取引等に関する義務を除く。）又は負債性有価証券（リテール負債性有価証券を除く。）による資金の調達をいう。

五十四　ホールセール無担保資金調達　ホールセール資金調達のうち次のいずれかに該当するもの（レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に該当するものを除く。）をいう。

イ　基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済等の日が到来するもの

ロ　債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

ハ　最終指定親会社等が任意に期限前弁済等を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

五十五　コルレス銀行業務　他の金融機関等から受け入れた預金等について、外国為替取引の決済のための支払等を行う業務をいう。

五十六　ファンド　法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業を営む事業体その他これに準ずる者（これらに準ずる外国の者を含む。）をいう。

五十七　プライム・ブローカレッジ業務　大規模な資金の運用を行う取引相手方（ファンドを含む。）との間で資金及び有価証券の貸借及び決済その他の取引を包括的に行う業務をいう。

五十八　クリアリング業務　為替取引に関する業務のうち、取引相手方に継続的に生じる債権及び債務を清算するために行うものをいう。

五十九　カストディ業務　取引相手方が取引に用いる有価証券の保管及び管理並びにこれらに付随する業務を包括的に行う業務をいう。

六十　キャッシュ・マネジメント業務　取引相手方の資金及び決済その他の財務に関する包括的な管理を行う業務をいう。

六十一　適格業務　最終指定親会社等が取引相手方から独立して行う特定業務（前三号に規定する業務を総称したものをいい、第五十五号及び第五十七号に規定する業務を除く。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　基準日から三十日を経過する日までの間において実際に行われるものであること。

ロ　当該特定業務の一部又は全部が、取引相手方にとって不可欠であること。

ハ　当該特定業務に係る契約に次に掲げるいずれかの事項が定められていること。

⑴　取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知しなければならない旨

⑵　取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知することなく解約しようとする場合、契約の相手方が、多額の手数料、解約金その他解約に係る費用を支払わなければならない旨

六十二　オペレーショナル預金　専ら適格業務に関連して開設された預金口座に預け入れられた預金等（ホールセール無担保資金調達に該当するものに限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　適格業務を取引相手方が利用する結果として残高が維持されているものであること。

ロ　当該預金等に係る契約に基づき生じる預金利息その他の経済的利益を得ることのみを目的として預け入れられたものでないこと。

ハ　ロの経済的利益を得ることのみを目的とした預金等の預入れを誘引するような内容が契約において定められていないこと。

六十三　マージン貸出　プライム・ブローカレッジ業務のうち、資金の借り手が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を資金の貸し手に担保として供するものをいう。

六十四　ショート・ポジション　連結自己資本規制比率告示第一条第五十六号に規定するショート・ポジションをいう。

六十五　カバード・ショート・ポジション　最終指定親会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。

六十六　相対ネッティング契約　同一の取引相手方との間で締結している複数の契約のいずれかにおいて債務不履行又は解約が発生した場合に、当該契約の全てを相殺した上で決済を行うことを定めた契約をいう。

六十七　オリジネーター　連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。

六十八　特別目的事業体　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他同条第二項に規定する資産の流動化に係る業務を行う事業体をいう。

六十九　仕組金融商品　最終指定親会社等の大規模な資金調達に用いられる金融商品であって、カバード・ボンド及び資産証券化商品等その他の金銭消費貸借契約に比して複雑な構造を有していると認められるものをいう。

七十　ファシリティ　最終指定親会社等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を最終指定親会社等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき当該取引相手方が当該権利を行使した場合における、最終指定親会社等が負う金銭を貸し付ける義務及び買取枠に基づく手形の買取りの義務その他これらに類するものをいう。

七十一　流動性ファシリティ　ファシリティのうち、契約において定められた資金調達手段（短期資金の調達を主たる目的とするものに限る。）に基づいて最終指定親会社等の取引相手方が調達した資金の弁済が困難となる場合に備えて最終指定親会社等から当該取引相手方に供与されたもの（基準日時点における当該資金調達手段に基づく当該取引相手方の資金調達額が、当該ファシリティに基づき貸付けが行われる上限額を下回っている場合には、当該資金調達額に一致する部分に限る。）をいう。

七十二　与信ファシリティ　ファシリティのうち、流動性ファシリティに該当しないもの（最終指定親会社等の取引相手方が運転資金等を調達することを目的としたリボルビング形式（契約において定められた極度額の限度内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうる形式をいう。第六十三条第二項において同じ。）のものを含む。）をいう。

七十三　ファシリティ未使用枠　ファシリティに基づき取引相手方が最終指定親会社等から信用供与を受けることのできる額の上限のうち、基準日において当該信用供与が行われておらず、かつ、基準日から三十日を経過する日までの間に取引相手方が当該信用供与を受けることができる部分（取引相手方が最終指定親会社等を含む複数の金融機関等から信用供与を受けることができる場合には、取引相手方との契約に基づき最終指定親会社等が信用供与を行う部分に限り、当該ファシリティが流動性ファシリティに該当する場合には、当該流動性ファシリティの契約で定められた資金調達手段に基づく取引相手方の資金調達額のうち弁済日が基準日から三十日を経過する日までの間に到来するものの額に一致する部分に限る。）をいう。

七十四　健全性監督対象の金融機関等　連結自己資本規制比率告示又はこれと類似の基準が適用される金融機関等をいう。

七十五　約定未受渡　基準日時点において最終指定親会社等が有価証券の受渡しを伴う取引に係る契約を締結しており、かつ、当該受渡しが完了していないものをいう。